

津別町太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。
※ 工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。



補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等（新築のものに限る）を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方
- ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件（次の全てに適合するもの）
 - ・低圧配電線と逆流流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
 - ・発電出力が10kw未満の設備であること
 - ・日本工業規格等で認められていること
 - ・未使用であること（中古品は対象外です）
- ②補助金対象範囲
 - ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用



補助金の額 設置（購入）した太陽光発電システムの最大出力の値（kw表示とし、小数点以下第2未満は四捨五入）に1kw当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 ☎76-2151（内線318）

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和3年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助金の額

○ペレットストーブ（中古品を除く）本体（設置費等を除く）の税抜き価格の3分の2以内（千円未満は切り捨て）で、1台25万円を限度とします。

その他

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/05guide>
- 補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

※ 補助を希望される方は、**ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。**



問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 ☎76-2151（内線318）

津別消防署からのお知らせ

春先は火災に要注意！

毎年この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい環境になります。

タバコのポイ捨てやゴミ焼きの残り火で大規模な火災が起こってしまうかもしれません。

ポイ捨ては絶対にやめましょう！！



火の取扱いや後始末には細心の注意を払うようお願いします。

風害等による消防の対応について

昨年5月に、強風による屋根トタン等の飛散危険などに対する出動が8件ありました。

消防署は、屋根トタンなどが飛散して町民に危険が及ばないように、トタンを固定するなどの対応しかできませんので、普段から住宅など建物の維持管理をよろしくお願い致します。



問い合わせ先
津別消防署
☎76-2189



山火事は起こさない！

春先のこの時期は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。ちよつとした不注意で、大切な緑や森林財産が失われてしまいます。火の取扱いには細心の注意を払いましょう。

○林野火災危険期間

- 4月1日～6月30日
- 林野火災予防強調期間
4月21日～5月31日

《火入れについて》

- ・森林法に基づく火入れは、6月30日まで許可されません。
- ・ごみ焼きは、法律により実施できないことになっていきます。
- ・畑の野焼きは、法律に定められている農家でのアスパラの殻など農作物の残り物を焼却すること以外は認められません。

《火入れの許可》

- ・火入れや野焼きをする場合は、許可が必要です。実施日の2日前までに町長に届け出てください。
- （役場林政担当 ☎76-2151）

の方の入林は出来ません。

・町有林
山菜採りなど、理由なく一般

☎0157-24-6276

合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。

希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。